

公益認定等委員会だより



第46号 平成27年9月1日発行

公益認定等委員会 発行

法人番号は平成27年10月以降、国税庁から各法人へ通知されます。法人番号が記載された通知書が登記されている主たる事務所に郵送にて順次届く予定です。今回は概要について御紹介いたします。

(関連記事2～3ページ)



公益法人の活動紹介

47

※詳しくはP.4を御覧ください。

目次

- P.2 「10月から法人番号の通知が始まります」(制度概要)
- P.4 公益法人の活動紹介
「公益財団法人
市民防災研究所」
- P.5 申請窓口の御案内
- P.6 申請サポートに関する情報・
その他お知らせ

■公益財団法人 市民防災研究所

火災、地震、水害等の災害から市民一人ひとりが命と暮らしを守るため、日常的及び災害時にとるべき方策などを調査研究し、その成果を普及することによって市民の防災力向上を図るための事業を行っています。

8月末現在の法人数等

		公益法人数		一般法人数 (注)
			税額控除法人数	
内閣府	社 団	784	106	958
	財 団	1,587	302	925
都道府県	社 団	3,338	100	5,165
	財 団	3,689	404	3,152
合 計		9,398	912	10,200

(注) 公益目的支出計画実施法人 (平成27年8月31日現在)

より詳しい公益法人制度の内容や申請手続についてはホームページを御覧ください

<https://www.koeki-info.go.jp/>



内閣府



10月から法人番号の通知が始まります

法人番号とは？

法人番号とは、法令の規定により設立登記をした法人(※)、国の機関、地方公共団体、その他一定の要件を満たす法人に対して国税庁長官が指定する13桁の番号をいいます。法人番号は1法人につき1つの番号が指定されます。

法人番号は平成27年10月以降、国税庁長官から通知されます。法人番号が記載された通知書が、登記されている主たる事務所に郵送にて順次届く予定です。

※公益法人及び一般法人は、法令の規定により設立登記をした法人であるため、法人番号の指定や通知にあたり、手続は必要ありません。

法人番号の利用範囲に何か制約はあるの？

法人番号自体には、個人番号(マイナンバー)とは異なり利用範囲の制約がありませんので、誰でも利用することが可能です。法人番号は、インターネット上の「**国税庁法人番号公表サイト**」で公表されます。

「国税庁法人番号公表サイト」では、法人番号によって法人の名称・所在地を検索したり、法人の情報(法人番号・法人名・法人の所在地)のデータをまとめてダウンロードしたりすることができます。

「国税庁法人番号公表サイト」は、パソコンだけでなく、タブレットやスマートフォンからも利用可能です。



1234567890 1234567890
1234567890



法人番号によって何が変わるの？

国民にとって

- 法人の名称や住所をインターネット上で簡単に検索できるようになります。
- 民間で法人番号を利用した情報活用が進めば、国民にとって新たなサービス・価値が創出されることが期待されます。

法人にとって

- 取引先の法人の名称・所在地について最新(月末時点)の情報を入手できるようになります。
- 部署や事務所ごとに異なるコードで管理されている取引先法人の情報を、法人番号で統一的に整理することにより、情報の集約や名寄せ作業が効率化します。

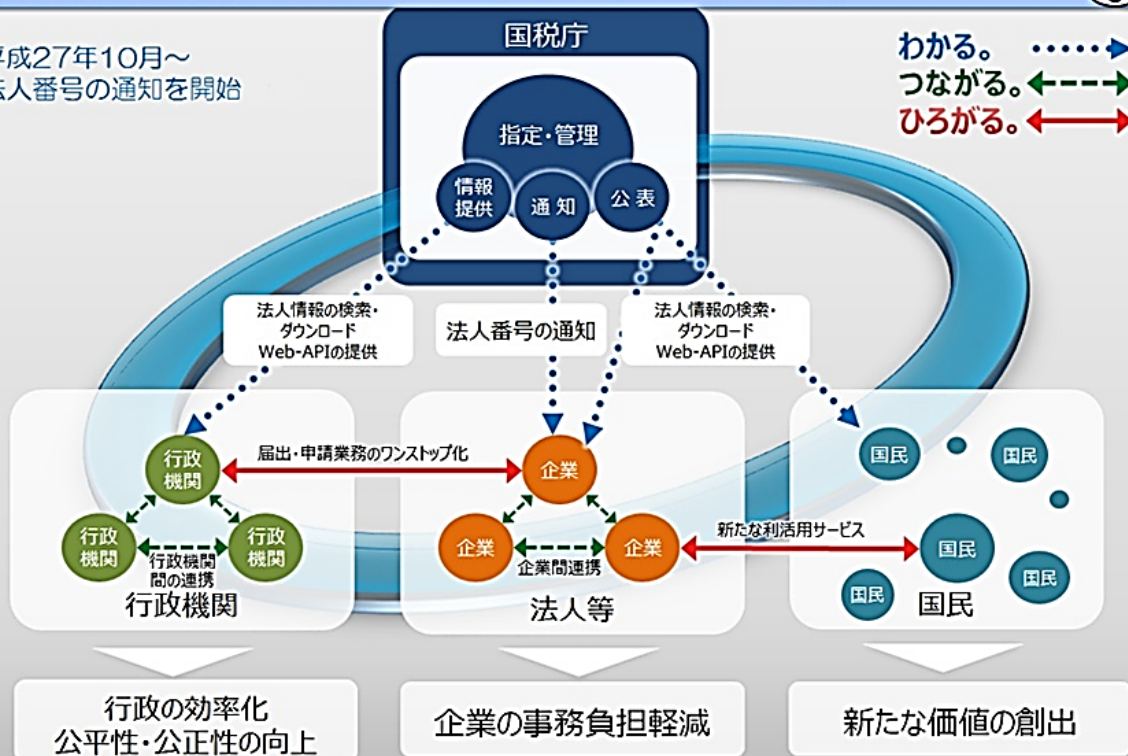
行政にとって

- 行政機関の間で、法人番号を活用した情報のやり取りを行うことが可能になれば、法人の特定や紐づけ作業が効率化します。

法人番号で、わかる。つながる。ひろがる。



平成27年10月～
法人番号の通知を開始



(出典) 国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp/mynumberinfo/houjinbangou/kuwasiku-kohyokinou.htm>

このページは国税庁のホームページ「法人番号について(ご紹介コーナー)」
(<https://www.nta.go.jp/mynumberinfo/houjinbangou/index.htm>)を元に作成しています。
より詳細な情報をお知りになりたい方はこちらを御覧ください。

また、法人番号について御不明な点は、
マイナンバーのコールセンター(全国共通ナビダイヤル)
0570-20-0178(平日9時30分～17時30分) までお問合せください。

「公益法人information」 が使いやすくなります



「公益法人information」も、法人番号の導入により、今後さらに使いやすくなります！

○検索機能の追加
法人番号で公益法人が検索できるようになります。

○公益認定の公示文書等への法人番号の併記
公示文書など、法人情報が記載された文書・ページ
に法人番号を併記します。



今後、具体的な取組が決まり次第、公益認定等委員会だより等でお知らせします。



～公益財団法人市民防災研究所～

法人公式ホームページ<http://www.sbk.or.jp/>



公益法人
の
活動紹介

1 財団のなり立ちと活動内容



市民防災研究所は、創立者の旗野次郎が小学6年生の時に関東大震災に遭遇し、以来再びあのような悲惨なことがあってはならないと思いつけ、昭和47年(1974年)、60歳の時に経営していた町工場を長男に託し、私費を投じて「避難研究所」を設立、防災の研究に没頭するようになったのが始まりです。

昭和56年(1981年)4月には「財団法人 市民防災研究所」に改組し、多くの理解者と消防防災関係機関の協力のもと、市民一人ひとりが地震、火災、水害等の災害から命と暮らしを守るための研究と、市民の立場から発想した内容の防災普及活動を行っています。



創立者・旗野次郎

2 考案した防災アイデア

旗野次郎は、“たった一つしかない大切な命は守った人だけが守れる”という教訓から**身のまわりにあるものを活用して、だれにでもできる防災対策を次々と考案しました。**

主な防災アイデアには、どの家庭にもある身近なものを利用して作れるもので、停電時の明かりを確保するための「**手作りランプ**」やご飯を炊くことができる「**空き缶コンロ**」があります。これらのアイデアは、自治体などが主催する防災フェアに出展するなどして普及につとめています。

東日本大震災で被災された方からは、これらのアイデアが被災生活で役立ちましたと感謝の手紙が届きました。その他、手作りの消火具「投てき水パック」や煙からの避難具「けむりフード」など、さまざまなアイデアを考案しています。



3 財団の主な活動

(1) 防災普及活動

市民一人ひとりが災害から命と暮らしを守るために、平常時や災害時にとるべき方策などを普及するために、防災専門家を派遣する「**講師派遣事業**」や防災リーダーを育成する「**防災に関する人材の育成支援事業**」などを通じて、市民の防災力向上に取り組んでいます。



防災講習会

(2) 調査研究



東日本大震災現地調査

調査研究活動として、防災教育教材を開発する「**防災ゲーム研究会**」など3つの専門研究会を設置しています。このほか、災害が発生すると、災害実態を把握するための現地調査や市民の立場から被害を軽減するための方策について調査研究を行い、その成果を防災普及活動に活かしています。

(3) 被災地スタディツアーの開催

被災地を視察し、被災者の方などから直接お話をお聞きして、災害教訓を学び、次の災害に備えることを目的に「**被災地スタディツアー**」を毎年開催しています。



被災地スタディツアー



～公益認定申請窓口相談の御案内～

新しい公益法人制度に関するお問い合わせ先は下記のとおりです。
より詳しい申請手続については「公益法人information」を御覧ください。

新しい公益法人制度に関する問合せ一覧

国		機関名	電話番号(代表・直通)
都道府県	北海道・東北地方	北海道	総務部法人局法人団体課 03-5403-9669(直)
		青森県	総務部総務学事課 011-204-5004(直)
		岩手県	総務部総務学事課 017-734-9079(直)
		宮城県	総務部法務学事課 019-629-5039(直)
		秋田県	総務部私学文書課 022-211-2295(直)
		山形県	総務部総務課 018-860-1057(直)
		福島県	総務部学事文書課 023-630-2056(直)
	関東地方	茨城県	総務部私学・法人課 024-521-8226(直)
		栃木県	総務部総務課 029-301-2243(直)
		群馬県	経営管理部文書学事課 028-623-2065(直)
		埼玉県	総務部学事法制課 027-226-2148(直)
		千葉県	総務部文書課 048-830-2537(直)
		東京都	総務部政策法務課 043-223-2160(直)
		神奈川県	生活文化局都民生活部管理法人課公益法人係 03-5320-6727(直)
	中部地方	新潟県	総務局組織人材部文書課 045-210-2461(直)
		富山県	総務部総務課 025-280-5017(直)
		石川県	経営管理部文書学術課 076-444-3150(直)
		福井県	総務部総務課 076-225-1232(直)
		山梨県	総務部情報公開・法制課 0776-20-0246(直)
		長野県	総務部私学文書課 055-223-1413(直)
		岐阜県	総務部情報公開・法務課 026-235-7057(直)
		静岡県	総務部法務・情報公開課 058-272-1111(代)
		愛知県	経営管理部総務局法務文書課 054-221-2866(直)
		三重県	総務部法務文書課 052-954-6024(直)
	近畿地方	滋賀県	総務部行政財政改革推進課 059-224-2231(直)
		京都府	総務部総務課 077-528-3145(直)
		大阪府	総務部政策法務課 075-414-4038(直)
		兵庫県	総務部法務課 06-6944-6093(直)
		奈良県	企画県民部文書課公益法人室 078-362-3134(直)
		和歌山県	総務部総務管理局総務学事課 0742-27-8345(直)
		鳥取県	総務部総務管理局総務学事課 073-441-2092(直)
	中国・四国地方	岡山県	総務部行政監察・法人指導課 0857-26-7884(直)
		広島県	総務部総務課 0852-22-6966(直)
		山口県	総務部総務学事課 086-226-7198(直)
		徳島県	総務局総務課 082-513-2246(直)
		香川県	総務部学事文書課 083-933-2140(直)
		愛媛県	監察局評価検査課 088-621-2031(直)
		高知県	総務部総務学事課 087-832-3062(直)
	九州・沖縄地方	福岡県	総務部管理局私学文書課 089-912-2221(直)
		佐賀県	総務部法務課 088-823-9160(直)
		長崎県	総務部行政経営企画課 092-643-3030(直)
		熊本県	経営支援本部法務課 0952-25-7002(直)
		大分県	総務部総務文書課 095-895-2114(直)
		宮崎県	総務部総務私学局県政情報文書課 096-333-2068(直)
		鹿児島県	総務部法務室 097-506-2272(直)
	沖縄県	総務部行政経営課 0985-32-4477(直)	
			総務部学事法制課 099-286-2157(直)
		総務部総務私学課 098-866-2074(直)	

平成27年3月31日時点

内閣府では、法人サポートの取組の一環として、これから公益認定の申請を予定している法人を対象に窓口相談の予約申込を毎月受け付けております。

窓口相談の申込は、以下のような内容となります。

対象法人 内閣府へ公益認定申請を御予定の一般法人

相談内容等 1. 新規の公益認定等各種申請に関する御相談
2. 定款の内容等についての御相談
※窓口相談の時間は1回当たり約45分

留意事項 1. この窓口相談は公益認定申請の要件ではありません。
2. 以下の法人の方は、予約申込を行うことができません。
(1)既に公益認定申請を行っている法人
(2)申請予定先行政庁が都道府県である法人

3. 御相談は、できる限り詳細な説明を行います。最終的な結果を保証するものではありませんので、予め御了承願います。

4. 初めて窓口相談を受けられる方には、現行の定款、事業の概要、組織、財務規模等が分かる資料(パンフレット等)をお願いすることがあります。





公益認定申請サポート・法人運営相談について

公益認定の申請や公益法人の運営を支援するため、内閣府では、各種のサポートを無料で提供しています。公益認定を予定されている法人、法人運営（事業報告書の書き方、理事会・評議員会の運営、変更認定申請等）について相談がある法人の皆様は、サポートを御活用ください。予約方法など詳細は、「公益法人information」を御覧ください。

■公益認定申請の内閣府相談窓口

窓口相談 《要事前申込》

1回45分の窓口相談を実施しています。窓口相談の予約は、毎月末から翌月上旬にかけて、「公益法人information」で募集しています。

電話 03-5403-9558
FAX 03-5403-0231
メール sodan-juri@cao.go.jp

電話相談

専門相談員による電話相談を実施しています。

電話 03-5403-9669
時間 平日10時～16時45分

■法人運営・公益認定申請について、弁護士・会計士等に相談したい法人

●民間の専門家を活用した相談会 《要事前申込》

内閣府が委嘱する相談員（弁護士、公認会計士等）による相談会を全国で開催しています（1法人につき1時間程度）。9月の予定は下記のとおりです。

◆9月24日（木）東京都で開催予定

（※詳細は「公益法人information」に掲載しています。）

■その他のサポート

●業態別説明会への講師派遣 《要事前申込》

業態別の研修会等に当事務局職員を講師派遣し、業態別の個別事情に合わせて説明します。

電話 03-5403-9558
FAX 03-5403-0231

※派遣に係る旅費等の必要経費については、主催者において負担をお願いします。
※謝金は不要です。

要事前申込 テーマ別セミナーの開催

これから公益認定の申請検討に着手される法人や、既に公益法人として活動されている法人を対象に、テーマごとに解説します。

「マイナンバーガイドライン （事業者編）の概要」 《9月7日（月）開催予定》

マイナンバー制度への対応に携わる実務担当者を主な対象に、法人として対応が必要な事項や対応の際の留意点等について説明します。

●説明資料を「公益法人information」に掲載しています。
<https://www.koeki-info.go.jp/>

電話 03-5403-9558
FAX 03-5403-0231
メール sodan-juri@cao.go.jp



お知らせ

内閣府ホームページに、寄附金の税額控除制度の対象となる公益法人・NPO法人について、所在都道府県別の一覧を掲載しました。

掲載URL:

http://www.cao.go.jp/others/koeki_npo/koeki_npo_zeigakukoujyohojin.html

募集

ホームページ及び委員会だよりで活動紹介を希望する法人を募集!

公益認定等委員会の広報誌（月1回発行）及び「公益法人information」サイトで、法人の活動紹介を行っております。多くの方に活動を知ってもらう機会になりますので、奮って御応募ください!

現在は、85法人の活動を紹介しており、随時更新しています。詳しい応募方法や記事のフォーマット等の情報は、下記を御覧ください。

ここをクリック

●「公益法人information」トップページ【公益法人とは】から、公益法人の活動紹介を御覧ください。

検索したい分野をクリック

■問い合わせ先

内閣府公益認定等委員会事務局広報係

電話：03-5403-9524

e-mail：koeki-info@cao.go.jp